千葉市条例第　　号

千葉市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

千葉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年千葉市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「所属議員が１人の場合を含む」を「千葉市議会基本条例（平成２９年千葉市条例第　　号）第６条第１項に規定する会派をいう」に、「全額」を「の全額」に改め、「を除いた会派」を削り、「に限る」を「を除く」に改める。

第４条第３項中「得た額」の次に「（会派に所属しない議員にあっては、基準月額）」を加える。

第７条第３項中「、会派の所属議員数に異動が生じたことにより、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回る場合」を削り、「当該会派」を「会派」に改め、「代表者」の次に「及び交付対象議員」を、「受けた」の次に「場合において、既に交付を受けた政務活動費の額が本来交付を受けるべき政務活動費の額を下回る」を加える。

附　則

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の千葉市議会政務活動費の交付に関する条例第２条、第４条第３項及び第７条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議　案　説　明

政務活動費の交付対象となる会派の取扱いを改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。